

2019・2020年度伊丹市交通局入札参加資格審査申請要領

2019・2020年度（有効期間：2019年4月1日～2021年3月31日）において伊丹市交通局が発注する物品等の入札（見積り）に参加するための資格の審査を申請される方は、次の要領により書類を提出してください。

（注）・「物品等」とは、具体的に「乗合バス車両」、「軽油」、「廃車バス車両売却」をいいます。

・その他の物品・工事発注等に係る入札（見積り）参加については、伊丹市への登録情報を準用するため、伊丹市交通局で独自に申請受付は行いません。これらに参加を希望される場合は、伊丹市において入札参加資格審査申請手続きを行ってください。

1. 受付期間

2018年12月18日（火）から2019年1月31日（木）まで

※上記は、2019年4月1日から実施する入札に参加を希望される場合の受付期間です。それ以後も随時受付を行いますが、入札に参加できるのは資格審査終了後（申請日から概ね1ヵ月後）となります。

2. 申請方法

受付期間内に別紙「提出書類一覧」に掲げる書類を郵送もしくは持参の方法により提出してください。

<提出・問合せ先>

〒664-0014

伊丹市広畑3丁目1番地

伊丹市交通局総務課財務係

（電話）072-781-3753 （FAX）072-781-5711

なお、各様式については伊丹市交通局ホームページからダウンロードしてください。

※トップページ右上の「契約・入札」ボタンをクリック→「入札参加資格審査申請の受付」をクリック→必要書類をダウンロードと進んでください。

3. 申請内容の変更

入札参加資格審査申請書提出後に、次に掲げる事項について変更が生じた場合や営業を休止もしくは廃止した場合は、直ちに「入札参加資格審査事項変更届」によりその旨を届出して下さい。提出部数は、変更届、添付書類とも1部です。変更届等の用紙は、伊丹市交通局のホームページからダウンロードして下さい。

変更事項	添付書類
所在地、商号又は名称及び代表者の氏名	商業登記簿謄本（コピー可）
実印	印鑑証明書（コピー可）
受任者に関する住所、営業所名、氏名	委任状
営業に関する許可、登録等	許可書等の写し又は証明書（コピー可）
使用印鑑	使用印鑑届
電話番号、FAX番号	なし

*上記変更事項のうち伊丹市交通局と直接契約を行う営業所の所在地、営業所名、代表者等の変更については、債権者登録申請書も併せて提出して下さい。

提出書類一覧

No	提出書類	備考
A	入札参加資格 審査申請書	本申請書は、委任状、使用印鑑届を兼ねています。申請者の実印及び入札、見積、契約の締結、代金の請求等に使用する印鑑を押印して下さい。
B	債権者登録申請書	必要箇所に押印して下さい。「使用印鑑」は、入札、見積、契約の締結、代金の請求等に使用する印鑑を押印して下さい。「会社印」は、使用している場合のみ押印して下さい。
C	提出書類確認表	提出書類に不備があった場合等の連絡先を記入して下さい。
D	商業登記簿	法人の場合のみ、法務局発行の商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を提出して下さい。個人の場合は不要です。
E	印鑑証明書	法人の場合は法務局、個人の場合は市町村発行の証明書を提出して下さい。
F	財務諸表	最近1年間の貸借対照表及び損益計算書を提出して下さい。(個人の場合は所得税の確定申告時に提出する決算書でも可。但し、税務署の受付印押印後のものに限りません。)
G	許可証明書	営業を行うにあたって資格・許可・届出等を必要とする場合は、営業関係の登録・許可証等を提出して下さい。
H	納税証明(国税)	法人税(個人の場合は所得税)及び消費税の納税証明(法人の場合:様式その3-3、個人の場合:様式その3-2)を提出して下さい。
	納税証明 (伊丹市税)	伊丹市内に本店、営業所等を有する場合のみ、伊丹市の全ての市税(市民税、固定資産税及び都市計画税等)について未納の税額がないことの証明を提出して下さい。申請書様式のH「納税証明交付申請書・納税証明書」に必要事項を記入し、伊丹市役所2階財政基盤部歳入企画室収納管理課で証明を受けた後、提出して下さい。
	納税証明について	※欠損のため課税されていない場合は、その旨の証明を提出して下さい。課税されていない旨の証明については、任意様式に課税されていない旨を明記し、業者名、代表者名を記入し、使用印鑑を押印したものを提出して下さい。
I	誓約書	伊丹市暴力団排除条例及び伊丹市交通局契約等からの暴力団排除に関する要綱に基づき、誓約書を提出して下さい。使用する印鑑は、代表者印です。
J	返信用封筒	受理通知書送付用 (注4参照)

注1) 故意に虚偽の事項を記載したものや必要な事項が抜けたものは受付を取り消すことがあります。また、上記書類の他、必要に応じて別途書類の提出を求められることがあります。

注2) A、B及びI以外は写しも可とします。但し、拡大又は縮小したもの及び印影が明瞭でないものは不可とします。D、E及びHは申請日において発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

注3) Hの伊丹市税にかかる納税証明は、伊丹市総務部総務室契約・検査課への入札参加資格審査申請の際に提出する様式をそのまま準用します。この場合、証明書下段に記載の(特記事項3)中、「伊丹市総務部総務室契約・検査課」は「伊丹市交通局総務課」と読替えます。

注4) 書類等の提出にあたり、マイナンバーが記載された状態での書類提出がなされた場合、返却の上、マイナンバーを消去された状態での再提出を求めることとなります。

注5) 封筒については82円切手を貼り、住所(送付先)と入札担当者の氏名をご記入下さい。 _